民生委員法（抜粋）

〔任務〕

第一条　民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

〔心構〕

第二条　民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

〔設置区域〕

第三条　民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

〔定数〕

第四条　民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

２　前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

〔推薦〕

第五条　民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

２　都道府県知事は前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第六条　民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

２　都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

〔再推薦〕

第七条　都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

２　前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

〔民生委員推薦会〕

第八条　民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

２　委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

３　民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

４　前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

民生委員法施行令（抜粋）

〔民生委員推薦会の委員長等の任期〕
第一条　民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。
２　民生委員推薦会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員が左の各号の一に該当する場合においては、任期中であつても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。
一　職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
二　委員たるにふさわしくない非行のあつた場合
４　委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。

〔委員長の職務〕
第二条　民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。
２　委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

〔招集〕
第三条　民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

〔開会〕
第四条　民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

〔採決〕
第五条　民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

〔幹事、書記の任命及び職務〕
第六条　民生委員推薦会に幹事及び書記各々三人以内を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。
２　幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

〔定数等〕
第七条　前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。